

近世対馬における異国船来着とその対応

—— 対馬宗家文書から考える「北東アジア」

石 田 徹

はじめに

1. 「対馬海邊江前々より異国船襲来漂着度数之書付」
 2. 異国船来着時の対応（1）各規定から
 3. 異国船来着時の対応（2）実際のやりとりから
- むすびに

はじめに

「アジア」に関するほとんどの『地域』とは、そこに生活する人びとが歴史的な過程でうみだしたのではなく、“アジア”の外部世界において創生された概念である。しかも“北東（東北）アジア”に関しては、論ずるものの課題によって変化する空間でもあった¹。中見立夫は「北東（東北）アジア」という地域概念についてこのように述べている。中見によれば、少なくとも、戦前の日本の政官界、軍部、実業界、ジャーナリズムにおいて「北東アジア」・「東北アジア」という概念は必要とされていなかった²。であるとすれば、19世紀以前もまた「北東アジア」という括り方はなかったであろう。

では、19世紀以前、「そこに生活する人びとが歴史的過程でうみだした」「地域」とはどのようなものだったのだろうか。本報告ではかかる問題意識の下、対馬宗家文書の異国船漂着・来航に関する史料を基に、「近世対馬に生活した人びと」が生み出していた「地域」とはどのようなものだったのか、実際に異国船と接し、対応をしていた最前線の状況を考

1 中見立夫「“東北／北東アジア”はどのように、とらえられてきたか」同『『満蒙問題』の歴史的展開』東京大学出版会、2013年、p.273。なお、初出は島根県立大学北東アジア地域研究センター編『北東アジア研究』7号、2004年。また、「アジア」呼称の他称性については、松田宏一郎「『亜細亜』の『他称』性」日本政治学会編『年報政治学』1998年、同『『亜細亜』名称への疑い』酒井哲哉編『日本の外交』第3巻、2013年も参照のこと。

2 前掲中見書、p.268。

察する。もちろん、この時の史料は、一部に漁民の供述が含まれるものの、基本的には武士が「作成」したものであるから、広く一般化することはできないにせよ、当時の状況の一端を窺うことはできるはずである。

対馬宗家文書とは、対馬藩宗家に伝わった古文書類であり、宗家文庫史料や対馬藩政史料といった呼称もあるが、本稿では、これまで対馬宗家文書を用いた研究をリードしてきた田代和生の提案に従い対馬宗家文書と呼ぶこととする³。ごく手短かに対馬宗家文書について概観しよう⁴。この対馬宗家文書は約128,000点の史料であり日本6カ所と韓国1カ所の7カ所で保管され、日本保管分のうち、約52,000点が現在国の重要文化財に指定されている。史料の内容については、基本的には、対馬藩政に関する史料群、朝鮮外交に関する史料群の他、典籍、絵図、器物なども含まれており、時代的には、江戸時代初期から幕末維新期のもものが中心だが、江戸時代以前の史料や明治前期以降の史料もある。対馬宗家文書が韓国に保管されているのは、1925年に朝鮮総督の管理下に設置された朝鮮史編修会が、1926年と1938年の二度に亘って対馬宗家文庫や宗家の東京の菩提寺である養玉院に保存されていた書類を購入・移管したものが第2次世界大戦の終結とともに韓国の国史編纂委員会に引き継がれ、現在に至っているものである。

このように膨大な資料群の中から「北東アジア」を考える場合、まず考えられるのは「朝鮮外交の最前線としての対馬」であり、「ヒトとモノ」の交流を見る上でも興味深い対象となるが⁵、先行研究も多く、何よりこの観点から見えるのは「北東アジア」というよりは「日朝関係」がメインとならざるを得ない。そこで他の観点を考えてみると、少なくとも「国外情報収集の場としての対馬」と「漂着・来航の場としての対馬」という2つの観点が浮かぶ。本稿ではこのうちの後者に注目して検討を進めたい⁶。なお、今回の報告で用いる対馬宗家文書は、対馬歴史民俗資料館と韓国国史編纂委員会（以下国編と略記）が所蔵している史料である。

3 田代和生「『対馬宗家文書』について」田代和生監修『マイクロフィルム版対馬宗家文書第I期朝鮮通信使記録』別冊上、ゆまに書房、1998年、10-11頁。

4 対馬宗家文書については、主に、田代和生「対馬宗氏と宗家文書」九州国立博物館・長崎県立対馬歴史民俗資料館編集発行『日朝交流の軌跡』2012年、同前掲「『対馬宗家文書』について」、山口華代「対馬宗家文庫史料について」前掲『日朝交流の軌跡』、古川祐貴「流転の『宗家文庫』」九州国立博物館・対馬市編『対馬』2017年、同「朝鮮史編纂委員・栢原昌三の『宗家文庫』調査」佐伯弘次編『中世の対馬』勉誠出版、2014年、中村栄孝「朝鮮史の編修と朝鮮史料の蒐集」同『日朝関係史の研究』下、吉川弘文館、1964年を参照した。

5 たとえば田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』慶應義塾大学出版会、1999年、同『日朝交易と対馬藩』創文社、2007年など。

6 前者に関する直近の研究として松尾晋一「『華夷変態』と対馬宗家からの「唐兵乱」情報」長崎県立大学国際社会学部編『研究紀要』第1巻、2016年がある。

以下、対馬宗家文書の「對馬海邊江前々より異國船襲来漂着度数之書付」という史料を手がかりに当時の対馬で考えられていた「地域概念」について検討した後、異国船来着（漂流／来航）時の対応について、規程や実際のプロセスを考察し、異国船の来着という出来事から「ヒト」や「モノ」の往来の一場面を追体験しつつ、当時の対馬で生活した人びとの「地域」を考えたい。

1. 「對馬海邊江前々より異國船襲来漂着度数之書付」

「對馬海邊江前々より異國船襲来漂着度数之書付」（以下、「度数書付」）は韓国国史編纂委員会所蔵（国編記4982・同6573）の対馬宗家文書で⁷、作成者名は樋口右内とある。作成年は定かではないが、最後に挙げられている事項が文政12(1829)年11月のものだから、それ以降となろう。

寛政3(1791)年に筑前・長門・石見沖に異国船一艘が漂流したことをきっかけに、徳川幕府は同年9月、150年ぶりに異国船に対する扱いについての触書を出した⁸。翌年にはラクスマンが根室に来航し通商要求を行う。その後、文化元(1804)年にはレザノフが長崎に来航、文化5(1808)年に長崎でフェートン号事件が起き、文化8(1811)年にはゴローニン事件が起きる。そして、「度数書付」の最後に書かれた事項の4年前に当たる文政8(1825)年には「異国船打払令（無二念打払令）」が發布された。つまり、「度数書付」が作成されたのは、日本において異国船が強く意識され、「海防」の必要性が唱えられ始めた時期に当たる。したがって、「度数書付」もそうした文脈の中で作成されたものと思われるが、史料批判は十分ではなく、正確にいつ、何のために作成されたものなのかについては引き続き調査したい。

さて、「度数書付」には、寛平6(894)年から文政12(1829)年までの「異国船襲来漂着」が65件記録されている（表1参照）。内訳は17世紀より前のものが23件、17世紀が25件、18世紀が15件、19世紀（～1829年まで）が2件である。その特徴を以下に列挙しよう。

まず、14世紀以前の22件のうち19件までが「蒙古」もしくは「元」の船（ないし兵船）の「来着」・「襲来」となっている。また、応永26(1419)年の応永の外寇の記録の後は一気に200年以上飛んでいる。次に、江戸時代（24番）以降、対象となる船の呼称が「蒙古」「元国」「高麗」「朝鮮」から、「唐船」もしくは「異国船」に変わっている。江戸時代の全42件のうち、「唐船」とされたものが33件、うち、どこの船かが分かるものが27件で、その内訳（丸数字は回数）は、福州②、南京④、広南①、交趾（ベトナム）②、北京①、

7 どちらも同内容の史料である。以下、国史編纂委員会所蔵分の記録類については「国編記」と略記してその登録番号を記す。例：国編記4982。

8 藤田覚『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会、2005年、211頁。触書の内容については次章参照。

表1・異国船襲来漂着度数書付簡易一覧(筆者作成・通し番号も筆者による)

国編記 4982(国編記 6573)「対州海辺江前々より異国船襲来漂着之度数書付」より作成。

年	(西暦)		年	(西暦)			
1	寛平6年	894	蒙古の兵船襲来	34	寛文8戊申年	1668	異国船西海を素通候
2	寛弘3年	1006	異国賊船襲来	35	寛文10庚戌年	1670	佐護郷佐須奈浦江唐船漂着 但福州の船
3	文永元年	1264	蒙古の兵船襲来	36	延宝元癸丑年	1673	豊崎郷西泊浦江唐船漂着 但台湾の船に御座候
4	文永3丙寅年	1266	蒙古の兵船襲来	37	延宝4丙辰年	1676	三根郷佐須浦江唐船漂着
5	文永4丁卯年	1267	蒙古の船来着	38	延宝8庚申年	1680	府中浦江唐船漂着 但広東の船に御座候
6	文永5戊辰年	1268	蒙古の船来着	39	貞享3丙寅年	1686	与良郷内院浦江唐船漂着 但南京の船
7	文永6己巳年	1269	高麗の賊海辺を犯し逃去 蒙古の船来着	40	貞享4丁卯年	1687	長崎江渡海の唐船遭難風及破損 与良郷久和村沖江異国船相見、浦津近繫船
8	文永8辛未年	1271	元国の船来着	41			豊崎郷五根緒浦江唐船漂着 但大泥の船に御座候
9	文永9壬申年	1272	蒙古の兵船襲来	42			府中浦近く唐船繫船
10	文永10癸酉年	1273	元国の船来着	43			与良郷内院浦沖合江唐船漂泊
11	文永11甲戌年	1274	蒙古且高麗の軍勢4万5千 余人兵船9百余艘佐須郷小 茂田浜江襲来→文永の役	44			佐護郷佐須奈浦江唐船漂着
12	建治2丙子年	1276	蒙古の船来着	45	元禄元戊申年	1688	但福建の船に御座候
13	弘安元戊寅年	1278	蒙古の兵船佐須郷小茂田浜 江襲来	46			与良郷内院浦江唐船漂着
14	弘安3庚辰年	1280	元国の船来着	47			但福建の船に御座候
15	弘安4辛巳年	1281	蒙古且高麗の軍勢襲来→弘 安の役	48	元禄6癸酉年	1693	三根郷三根浦江唐船漂着 但南京普田山の船に御座候
16	弘安6癸未年	1283	蒙古の兵船数百艘人数2万 人余襲来	49			与良郷鶏知浦江唐船漂着 但大泥の船に御座候
17	弘安7甲申年	1284	蒙古の兵船伊奈郷志多留浦 江襲来	50	宝永2乙酉年	1705	異国船西海を北方江素通候
18	弘安8乙酉年	1285	蒙古の兵船府中浦江襲来	51			与良郷安神浦江唐船漂着 但蘇州の船に御座候
19	徳治元丙午年	1306	蒙古の兵船与良郷阿須浦江 襲来	52	宝永3丙戌年	1706	異国船西海を南方江素通候
20	康応元己巳年	1389	高麗の軍勢兵船百余艘襲来	53			与良郷根緒浦江唐船漂着 但台湾の船
21	応永5戊寅年	1398	朝鮮の使来着	54	宝永4丁亥年	1707	豆酸郷豆酸浦江唐船漂着 但上海の船に御座候
22	応永6己卯年	1399	蒙古の兵船与良郷浅海浦江 襲来	55	宝永5戊子年	1708	仁位郷綱浦江唐船漂着 但台湾の船に御座候
23	応永26己亥年	1419	朝鮮の軍勢1万7千余人兵 船二百余艘与良郷浅海江襲 来 仁位郷に攻入→応永の 外寇	56	宝永6乙丑年	1709	与良郷南室浦江唐船漂着 但福建の船に御座候
24	寛永15戊寅年	1638	唐船漂着 但福州の船	57	正徳4甲午年	1714	豆酸郷豆酸浦江唐船1艘繫
25	寛永18辛巳年	1641	与良郷内院浦江異国船漂着 但東埔泰国の船	58	享保2丁酉年	1717	豆酸郷豆酸浦江唐船漂着 但寧波の船
26	康安元戊子年	1648	豊崎郷豊浦江唐船漂着 但南京の船	59	寛保元辛酉年	1741	豆酸郷豆酸浦江唐船漂着 但南京の船に御座候
27	康安3庚寅年	1650	異国船府中浦口近く繫船	60	寛延2己巳年	1749	佐護郷佐須奈浦江唐船漂着 但咬囉吧仕出福建の船に御座候
28	承応2癸巳年	1653	豊崎郷舟志浦江唐船漂着 但広南の船	61	安永5丙申年	1776	与良郷尾崎浦江唐船漂着 但寧波の船に御座候
29			伊奈郷鹿見浦江唐船漂着 但交趾の船	62	寛政9丁巳年	1797	異国船西海江数艘相見
30	明暦3丁酉年	1657	唐船漂着 但北京の船	63	文政4辛巳年	1821	伊奈郷一重浦江唐船漂着 但蘇州の船に御座候
31	寛文5乙巳年	1665	伊奈郷鹿見浦江唐船漂着	64			与良郷久和浦沖江異国船1艘 漂泊 東南の方江素通申候
32	寛文7丁未年	1667	与良郷尾崎浦江唐船漂着 但漳州の船	65	文政12己丑年	1829	
33	寛文8戊申年	1668	仁位郷綱浦江唐船漂着 但交趾の船				

漳州①、台湾③、広東①、大泥（バタニ [マレー]）②、福建③、蘇州③、上海①、寧波②、咬啣吧（バタヴィア）①だった。また、「異国船」とされたものは9件、うち、どこの船かが分かるものは1件（25番1641年・東埔寨（カンボジア）船）だった。「唐船」には台湾や福建など中国南部からの船が多いほか東南アジアからの船も散見される。

裏付けが不十分なため確たることは言えないが、少なくとも「度数書付」からは、19世紀前半までの対馬で考えられ、また実際に感じることできた「異国」の広がり、「蒙古」から東南アジアまでだったことが確認できる。これを当時の対馬における「地域」概念の大枠と見なして考察を進めたい。

もっとも、「蒙古」については、元滅亡後は「実際の動き」としては途絶えており、「度数書付」作成時に実際に感じることはできていなかったはずである。さらに言えば、1番の「寛平六年」のものは、実際には「新羅」の侵攻であったし⁹、元滅亡後の1399年に「襲来」が記録されていたり（22番）、現在残る史料には見られない「蒙古襲来」が多数ある一方¹⁰、1019年の刀伊の入寇など他史料に残っている「襲来」が入っていないなど、「度数書付」の正確性については疑義が残る。何らかの理由から内容を誇張させていた可能性も充分考慮すべき点ではある。

しかし、ここで重要なことは「史実」よりもむしろ当時の人びとが「どう考え、感じて」いたかであり（なお、これはこれで一つの「史実」と言えよう）、推測の域を出ないものの、「度数書付」の14世紀以前の22件中19件を「蒙古・元」が占めているのは、やはり当時の対馬に生きた人びとにとって500年以上前の元寇の衝撃があまりにも大きかったからではなかっただろうか¹¹。その意味で、たとえ実際の動きは途絶えていたとしても、「蒙古」もまた、対馬から「地域」を考える上では欠かせない要素だったと考えたい。

2. 異国船来着時の対応（1）各規定から

本章では、まず当時の「異国船漂流」への対応に関する取り決めの内容を確認する。前章でふれた「150年ぶり」の改正となった寛政3（1791）年の触書以前、徳川幕府が出していた異国船漂着に関する法令は寛永16（1639）年に「キリシタン」取締の一環として出さ

9 瀬野精一郎『長崎県の歴史』山川出版社、1998年、69頁。

10 「度数書付」一覧の1番から23番までのうち、『津島紀略』（陶山訥庵著・享保2（1717）年、早稲田大学古典籍ライブラリー蔵）・『對馬編年畧』（藤右近定房記・享保8（1723）年、長崎歴史文化博物館蔵）・『津島紀事』（平山東山撰・文化6（1809）年（鈴木棠三編、東京堂出版、1972年））といった同時代の対馬の史料からも確認できるのは、1、2、4と6と7（但し使節として）、11、12（但し使節として）、15、20、21、23の11件である。

11 本文で示唆したように、ここで「誇張」している可能性も捨てきれないが、仮に「誇張」している場合は、当時の対馬藩が元寇を利用していたと考えることができ、その理由をめぐって考察する必要があるだろう。

れたもので、「一領内浦々ニ常々慥成者を付置、不審有之船來にをひてハ、入念可相改之、自然異国船着岸之時は、従先年如御定、早船中之人数を改め、陸地え不上して、早速長崎え可送遣之事¹²⁾」というものだった¹³⁾。翌寛永17(1640)年にはさらに九州の諸大名へ「一面々領分之内、海上見渡し候處に、常々番之者を付置、かれうた船來るにおいては、はやく見出し候様に可申付之(後略)¹⁴⁾」と命じ、中国、四国の諸大名にも同様にいわゆる「遠見番所」の設置を命じている¹⁵⁾。上白石実によれば、これらの取締の基本方針は「外国人の隔離」であり、遠見番所も沿岸防禦のためと言うよりは沿岸監視のための施設であった¹⁶⁾。なお、対馬藩ではすでに天明6(1786)年の時点で島内12ヶ所に遠見番所を、6ヶ所に在番所を設置していたようである¹⁷⁾。

これが寛政3年の触書では「……惣て異国船漂着候ハ、何れニも手當いたし、先船具は取上置、長崎表え送遣し候儀、夫々可被相伺事に候、以來異国船見掛候ハ、早々手當人数等差配り、まつ見へかゝり事かましく無之様ニ致し、筆談役或ハ見分之者等出シ、様子相試可申候……¹⁸⁾」と、見分時のより具体的な指示が加わった。

では、対馬藩における異国船漂着時の対応はどうだっただろうか。まず注目しておきたいのは「唐船漂着定式帳¹⁹⁾」(以下「定式帳」)である。この史料には文字通り「唐船」が

12 高柳真三・石井良助編『寛保御触書集成』岩波書店、1934年、文書番号1228(2)。なおこの触書は『通航一覽』にも収録されており、ここでは本文「従先年如御定」の部分に「按するに、此御定書、今所見なし」と割注が振られている(『通航一覽』附録卷十五、復刻版、誠文堂出版、1967年、454頁)。

13 山本博文によれば、「異国船に対してより真剣な警戒態勢がとられる」のは翌寛永17(1640)年からだという。山本博文『鎖国と海禁の時代』校倉書房、1995年、105-106頁。

14 『通航一覽』附録卷十五、復刻版、455頁。

15 同上書、456頁。

16 上白石実『幕末期対外関係の研究』吉川弘文館、2011年、10-12、257頁。同時に、人と接触させないということが「抜荷」の取締にもつながっている。

17 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵・宗家文庫記録類1・表書札方M22(1)「寛政五癸丑年異国船漂流之節御備方之儀従 公義御尋ニ付江戸表往復書状扣」中、「天明六丙午年御目付末吉善左衛門様方御尋ニ付御答書之写」。以下、対馬所蔵分については、対馬・記録類X・XXX、請求記号、「史料名」と記す。

18 高柳真三・石井良助編『御触書天保集成』下、岩波書店、1941年、文書番号6525。この他、見分を拒む際の切り捨て・召し捕り・大筒火矢などの武器の使用の許可、見分を拒まない場合は穏便に取り計らうこと、番人以外の見物の禁止などが定められた。

19 国編記2892。この史料は表紙に「唐船漂着定式帳」、その脇に「近年此定式用之」とあり、中表紙に「唐船漂着定式」と書かれている。国史編纂委員会所蔵分のマイクロフィルム画像については、表紙が当時作られたのか、文書が朝鮮(韓国)に移った後に作られたのか判然としないものが散見され、この史料もマイクロフィルムの画像からは判断がつかない。なお、国編記2792も同種の史料であり、おそらくは近代に作成されたであろう表紙には「元禄元年戊辰年ヨリ同六癸酉年五月二日

漂着したときの対応方法や各種手続、関係書類の書式などが書かれている。たとえば、日本にきた（入津）船が府内浦（現・厳原港）に漂着した場合の対応項目、「田舎」（府内浦以外を指すものと思われる）に漂着したときの対応項目や「行規（規則）」、日本を出発した船（「帰帆之船」）が漂着した場合の対応項目、それぞれの対応に動員される人々に対する「條書（規則）」や彼らに提出させる誓詞や起請文の文案・書式、それぞれの事案について長崎奉行や「公儀」に報告する際の文案（事情聴取の項目含む）などである。

ここでは、「帰帆之船」漂着時の対応項目を確認しておきたい²⁰。全部で9項目ある。

帰帆之唐船漂着之次第

- 一 帰帆之唐船は致漂着候其所方直ニ出帆被仰付先例ニ候、依之大目付壱人ニ筆談役壱人小早壱艘ニ而差下候、自然日和ニ方海上之往来難成節ハ陸方差下候、於田舎ハ番船斗相附置、順風次第早速為致出帆之事、番船之数、入津之唐船同前、
- 一 帰帆之唐船漂着之旨長崎御奉行へ御注進之時ハ、何之國之船何十番、長崎何日ニ出帆人数何十人、乗組船頭何かし何風ニ被放、何日對州之内何と申所江致漂着候との趣を唐船主ニ為致書付、其趣御状ニも書載、帰帆之船候故先例通日和次第当領方直ニ帰唐可申付之旨、飛札ニ被仰遣候事、附致出帆候得者又々以飛札出帆仕候旨、被 仰越候事、
- 一 御留守之時ハ兩御奉行御家老衆迄年寄中方書状にて申達候事、
- 一 帰帆之唐船ニ糧米并酒魚菜等尽候とて自然望候節ハ長崎出帆之日数を考遂吟味達而望候へハ見合遣之候、水ハ望幾度も遣之候事、
- 一 長崎御奉行方兼而御差込有之候ハ帰帆之唐船ニ糧米尽望候ハ、被遣之候而其價程銀子可被召置候、若又銀子不致所持候ハ、御馳走ニ可被成候、何方にても其通ニ御座候、銀子不致所持候とて、糸端物杯ニ而價御取被成候儀御無用ニ被成候様ニとの御事、
- 一 帰帆之唐船ニ糧米被下之候ハ、依望何々何程被遣之致馳走候とか又ハ銀子所持候故為價何程召置候とか之儀御奉行所江被仰遣可然候、尤唐人方方慥成手形等取置長崎江差遣可然候事、
- 一 帰帆之唐船順風有之而も態滞留仕罷有事も御座候、自然左様之節ハ出船いたし兼

マテ／唐船漂着定式帳」と記されているが、中表紙には何も書かれていないように見える。記載内容は行数・改行などに差異は見られるものの概ね国編記2892と同じだが、本文末尾に挙げられている具体事例が、国編記2892は貞享5（1688）年の事例のみなのに対して、国編記2792はさらに加えて元禄6（1693）年3月、4月の事例が足されている。

20 国編記2892「唐船漂着定式帳」。なお、引用に際しては読点を付し、漢字・仮名・清濁・闕字・擡頭は極力原文の通りとしたが、助詞の茂・者・而についてはひらがなに改めた。以下、対馬商家文書からの引用については同じ。

候旨、長崎奉行江注進被成之旨、船主并船中之者へ筆談を以被仰聞候ハ、出帆迄々ニ仕儀有御座間敷由、御奉行所方御差図有之候事、

- 一 帰帆之唐船少々及破損修覆之儀願候節ハ、此方之者へ見聞致させ弥渡海難成様子ニ候へハ、則願之通修覆申付、其段長崎御奉行江唐船漂着之儀御案内被仰上候書状之内ニ書加へ、御注進有之候事、
- 一 入津帰帆共ニ唐船ニ死人有之御國江葬置度之旨願候へハ、長崎御奉行江其趣被仰入、被任御差図候事、

すなわち、順に①帰帆の船の事情聴取の概要と、その場から出帆させることの確認、②長崎奉行への報告（注進）の内容と方法、③長崎奉行不在時（と思われる）の対応方法、④帰帆の船から食料の要求があったときの対応方法、⑤食料・水支給時の代価について、⑥食料・水支給時の代価受取と「唐人方」からの手形受領について、⑦帰帆の船がなかなか出帆しない場合の対応について、⑧帰帆の船の破損箇所を修復する場合の対応について、⑨漂着の船に死者が出た場合の埋葬についてが定められている。なお、次章で述べるように、19世紀に入って異国船の来航が頻発した際の対応のベースはこの「定式帳」にあったことが確認できる。

さて、先に見たように、寛政3年になって幕府は、以前に比して異国船来航時の対応に力を入れるようになる²¹。その初期に当たる寛政5（1793）年に対馬藩で確認されていた異国船漂流時の対応は、「一 異国船洋中ニ漂候様子見掛候節は府中并在々ニ設置候遠見番所方早速其所之役人江申届乗通り候歟、或は地近漂候歟、又は浦近く碇を入候歟、其様子追々遂注進候様堅申付置候」と、「遠見番所」での監視内容の報告を定めた上で、以下異国船が碇泊しているのか否かなどの状況に応じた対応を記し、碇泊時の人員の動員態勢を細かに定めていた²²。

19世紀に入ると対馬近海にはより多くの異国船が来航するようになる。たとえば「嘉永元戊辰年異国船御國地江漂候記録²³」によれば、嘉永元（1848）年には30艘の異国船が対馬近海に出没していた。そうした「異国船来航」の最大級の事件が、万延2（1861）年2月3日に対馬浅茅湾尾崎浦芋崎に到着したロシア軍艦ボサドニック号がその後7ヶ月余り碇泊し続けた「ボサドニック号事件」であった²⁴。

21 さらに言えば、寛政5年と同9（1797）年に対馬近海に出没した異国船への対応が契機となって、対馬ではより一層の体制整備が進められるようになった。上白石実前掲書第2章の他、松尾晋一「境界領域における『異国船』問題—寛政期の対馬海峡を事例として—」長崎県立大学国際情報学部編『研究紀要』第12号、2011年、同「寛政九年の対馬情報と幕府の異国船対策」『日本歴史』第826号、2017年参照。

22 対馬・記録類1・表書札方M22(2)「御内用答」中、「異国船漂流之節手當左之通御座候」。

23 対馬・記録類1・表書札方M26。

24 本事件については、日野清三郎著・長正統編『幕末における対馬と英露』東京大学出版会、1968

この事件の約2年前、安政6(1859)年4月にもイギリス船・アクテオン号がやはり同じく浅茅湾尾崎浦に碇泊するという事件が起きている²⁵。本稿ではこの事件への対応に注目したい。アクテオン号の来航に対し、対馬藩は、先に見てきた取り決めに従い、漂着(碇泊)地である尾崎浦へ調査のための人員を派遣する。以下に挙げるのが、来着が判明した4月17日に調査を担当する者たちに対して出された、異国船への対応についての史料である²⁶。

まず、対馬藩重役(年寄中)が、現場で対応する対馬藩の大目付(田嶋造酒允)、筆談(真文)役(唐坊莊之介)、御郡奉行(古川茂理弥)らに出した文書である。全部で7項目ある。

【史料A】 覚

- 一 此度漂着之異船唐船通商帰帆ニ候ハ、其所より直ニ令出帆候様被仰付候間、日和次第無滞出帆候様可被取計候、番船之數等は入津同然ニ候事、且人質取候ニ不及事、
 - 附通商阿蘭陀船漂着ニ候ハ、入津帰帆之船共人質取候ニ不及、諸事唐船帰帆之船漂着之振ニ取計、直ニ其所より出帆可致セ候事、
- 一 帰帆之唐船ニ糧米并酒魚菜等尽候と而自然望候節は、長崎出帆之日数を考遂吟味達而望候ハ、見合相與候様差図可被致、水は望次第相與候事、
- 一 長崎御奉行より兼而御差図有之候は帰帆之唐船ニ糧米尽望候ハ、遣候而其價程銀子可召置候、若又銀子不致所持候ハ、御馳走ニいたし候様、糸端物杯ニ而價取候儀は曾而無用と之御事候間、可被得其意候、
- 一 帰帆之唐船ニ糧米被相與候ハ、依望何々何程致馳走候と歟、又は銀子所持候故為價何程取置候との儀長崎御奉行所江被 仰遣候間、唐人より慥成手形被取候様可被致候事、
- 一 帰帆之唐船順風有之候而も態と滞留仕罷有事も候ハ、長崎御奉行江注進可致之旨、船主并船中之者江筆談を以申達候ハ、出帆延々ニは仕間敷由、長崎御奉行所より御差図有之事故、右之心得ニ可被致候事、
- 一 帰帆之唐船少々及破損修覆之儀願出候ハ、此方之者江見分為致弥渡海難成様子ニ候ハ、修補可被 仰付候事、
- 一 唐船ニ死人有之御國江葬置度之旨願出候ハ、長崎御奉行江其趣被 仰達、被任

年、瀬津正志「文久元年露艦ボサドニックの対馬占拠に就いて」横山伊徳編『幕末維新と外交』吉川弘文館、2001年所収(初出『法と経済』2-2～4号、1934年)、保田孝一編著、高橋輝和・倉知克直・木之下忠敬共訳『文久元年の対露外交とシーボルト』岡山大学吉備洋学資料研究会、1995年を参照。

25 日野前掲書、第1章、巖原町誌編集委員会編『巖原町誌』巖原町、1997年、911-913頁、美津島町誌編集委員会編『美津島町誌』美津島町役場、1978年、115-116頁も参照。

26 対馬・記録類1・表書札方M29「安政六己未年英吉利船尾崎浦江来泊記録」。

御差図事候間、可被得其意候事、
右之通可被心得候、尤田舎ニ而難決儀は可被伺候、以上、

月 日 年寄中

問情大目付

すなわち、先に見た「帰帆之唐船漂着之次第」9項目のうち、長崎奉行所への注進を定めた項目を除いた7項目がそのまま適用されていたことが分かる。そして、このとき対馬藩大目付に対して同時に示された方針が、

【史料B】

異國船漂着之節、取扱方追々被 仰出ニ洩候、兼々左之趣意長崎御奉行江被及御伺候處、其通取扱子細無之旨御返答被 仰達候付左之通可被相心得候、

- 一 通商之唐船漂着之節、入津之船ニ候得者質人を取長崎江被挽送、帰帆之船ニ候得者質人取候儀無用、直ニ其所より出帆為致候事、
- 一 通商外之唐船漂着候ハ、質人を取長崎江被挽送候事、
- 一 通商之阿蘭陀船漂着之節は入津帰帆共質人取候儀無用、諸事帰帆之唐船同然取計可申事、
- 一 通商外之阿蘭陀船漂着之節も右同様取計可申事、
- 一 琉球船漂着之節は質人を取長崎江被送越候事、
但唐船漂着水木乏敷候ハ、相與候儀勿論之事、

以上、

〃 右大目付江

というものであった。「定式帳」によれば、「入津」の漂着船に対しては「質唐人」を取るという規定があるが、それは南蛮船・オランダ船には適用されていない²⁷。その方針がここでも踏襲されているようである。なお、ここで興味深いのは「琉球船」については「唐船」への対応同様に「質人」を取ることが明記されている点である。

また、大目付・郡奉行に対してはさらなる方針が示された。

【史料C】

尾崎浦江異國船渡来ニ付諸下知として其方達被差下候、就夫異國取扱之儀は最前と違、魯西亞英吉利仏蘭西阿蘭陀亞墨利伽等之國々、其通商御免之御條約相済居候得者、公邊之御取扱ニ準候而者萬端穩順ニ無之候而者難叶候間、郷方堅之人数等も兵具等も異人之目ニ不触様有之度候、申サは日本人漂着も同様之姿ニ見躰、押静居候様可相心得候、

- 一 唐船漂着ニ候時は兼而従

27 前掲「唐船漂着定式帳」。

公邊御一定之御旨も有之、則心得方別紙書付相渡候、

一 唐船外之船ニ候而薪水等乞求候ハ、随分過嚴ニ價を定可申請候、食物等ハ多分ニ乞候ハ、片田舎ニ付不相届趣相答、尤鷄且卵野菜等隣村ニ而有合候丈は是又高價ニ可賣渡候、

一 右價ニ請取候銀子之儀、何品ニ而如何程と申儀被調銀子共ニ

上江可差出候、長崎御奉行江伺之上如何様共可相達候、

一 公邊諸夷之御取扱格別穩順之御振故、自然異儀ケ間敷儀と相生候時は、公邊之御意内ニ悖候訳ニ付成丈実儀之取扱尤之事候、

一 異人共より乞求候薪水食物之外賣買物換等堅く可有製禁候、

右大意を主張有之臨機應変差切下知可有之候、猶委情口上申合候通可被相心得候、以上、

四月 年寄中

田嶋造酒允殿

古川茂理弥殿

ここからは、この前年（1858年）に締結された安政の五カ国条約が、異国船来着時の対応に影響を与えていることが見て取れる。すなわち、対馬藩上層部（年寄中）はこのアクテオン号来航に際して次のような指示をしているのである。まず、「異国取扱」についてはこれまでと異なり、ロシア・イギリス・フランス・オランダ・アメリカとは「通商御免之御條約」を締結済みなので、（これらの国の船が来着したのであれば）幕府の方針にしたがって「萬端穩順」にしなければならないこと、「堅之人（警備人員）数」や「兵具」も相手を刺激しないようにすべきであること、「薪水食物」の代価は「過嚴」もしくは「高價」に定めること、「薪水食物」以外の物の売買を禁ずることなどである。

以上を要するに、18世紀末、ロシアやイギリスなどの船が日本近海に出没するようになって徳川幕府の異国船対策には変化が生じ、対応の一層の整備が進められた。17世紀以来対馬においても異国船来着への対応は早い段階から整備され、寛政期における幕府の方針転換に際しても、既存の対応策を補充していく形でさらなる整備が進められた。このようにして整備された異国船対策は、19世紀後半の異国船来着が多発した時も先例として機能した。

対馬での実際の対応の中から窺える「異国」概念は、船の出港地に依じて、唐、オランダ、琉球、朝鮮とそれ以外の5つに分けることができた。なお、前章で見たように「唐船」は実際には東南アジアまでも含みうる概念であった。ところが、安政の五カ国条約締結（安政5（1858）年）後になると、オランダ船のカテゴリーが「通商御免」の国々、すなわちオランダに加えて、アメリカ・イギリス・フランス・ロシアへと拡張されたのであった。

3. 異国船来着時の対応(2) 実際のやりとりから

本章では、実際の異国船来着時の対応事例を紹介しながら、当時の「感覚」について検討したい。注目する事例は、①嘉永元(1848)年3月14日、対馬西部椎根村沖に現れた異国船への対応と、②前章でもふれたアクテオン号来航事件への対応の2例である。

まず、嘉永元(1848)年3月に対馬近海に出没した異国船への対応事例である。前章でもふれたように、この年対馬近海には30艘の異国船が出没した。異国船出没時には、定められた手順に従い、「いつ(刻限含む)、対馬のどこの沖のどの辺りに、どのような(大きさ、檣の数、帆の色、船体の色など)船が何艘、どの方角からどの方角に向かって航行しているか、あるいは対馬のどの辺りに碇泊したのか」などの情報が、分かる範囲内で遠見番所などからの「注進」として対馬府中に急報されていた。

3月13日には廻村沖で4艘の船が、14日から17日にかけて豆酛から尾崎にかけての沖合では4～6艘の異国船が現れた。14日に現れた船についての第一報は、

以飛脚啓上仕候、今日遠見番小森佐吉相勤罷在候處、帆四ツ掛候異船貳艘、豆酛西地より四五里も可有之相見申候、此段御案内為可申上如此御座候、以上、

三月十四日 山下清二郎

御郡奉行所

というものだった。

この時現れた船は併せて4艘からなる船団だったようで、対馬の漁民がそのうちの1艘と遭遇した。その時の様子の事情聴取に関する記録が次の史料である²⁸。

以急札申上候、小茂田村下知一宮久兵衛方漁船船頭ニ而尋向仕候處、別紙之通相答申候程、船頭江委細敏と相尋申候處、無相違相答申候、尤乗組之内長崎表江参り居候者有之、其節おらんだ人を見候處、人躰おらんだ人ニ無相違相見、其上船形も右之船と同様ニ有之由申聞候、猶又委細大目付方方も御申登ニ可相成候得共、一ト通り御届申上候、此段御案内為可申上、如斯御座候、以上、

三月十五日 齋藤五郎右衛門

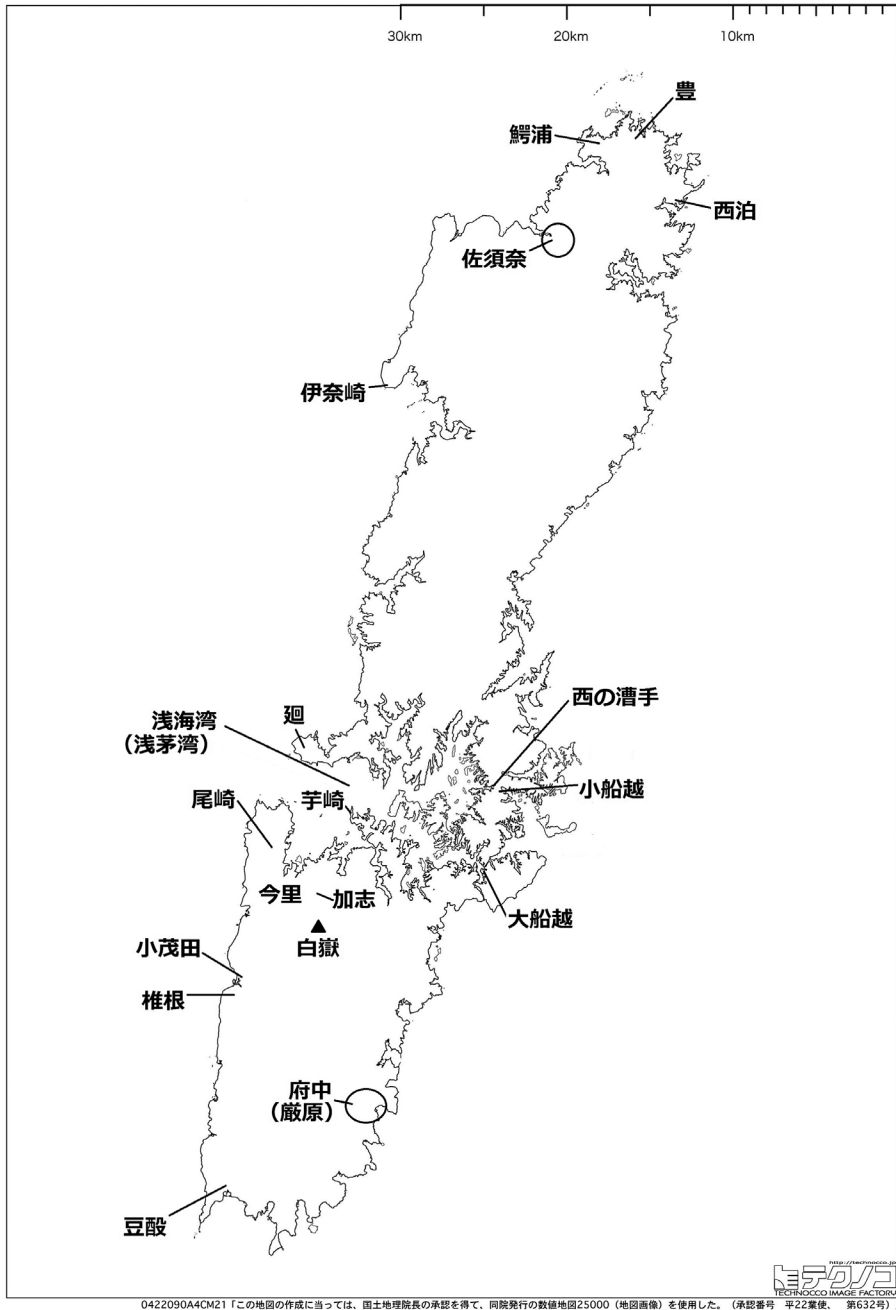
卯之下刻小茂田村方

御郡奉行所

今日異船相見得候時分、為持沖立仕居、異船ニ行逢、右船之様子見及候付、委細申上候得との御事、奉畏左ニ御答申上候、

今日我々共沖立仕候處、北西沖凡八里程沖中ニ乗出し候而配繩仕居候處、異国船

28 前掲国編記4993「異国船注進状写」。



0422090A4CM21「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を使用した。（承認番号 平22業従 第632号）」

図1 対馬地図（フリー素材をもとに筆者が地名を書き込んだ²⁹）

29 テクノコ白地図 (https://technocco.jp/n_map/n_map.html) を利用。地名記入に当たっては、日野前掲書の地図1、2（338-339頁）と伊能忠敬e史料館所収、伊能大図192対馬 (http://www.inopedia.tokyo/02dataRm/us_loc/idx02.php?kd=6 [最終アクセス2018年2月26日]) を参考にした。

と相見得大船式艘、四ツ時比我々船方凡式里斗之所西北の方ニ乗通申候、其後昼時過比又々右同様の船式艘、式参里沖ニ乗掛、間もなく右之船より何やらおろす躰ニ相見得候内、伝間^{ママ(以下同)}をおろし、かいを入、尖ニ我々船ニ向盪来候付、大ニ仰天仕、逃去可申と覚悟仕候内、最早船近ニ相成、逃去可申間もなく彼伝間盪来候付、様躰克々見請候處、人数七人、顔色は常躰ニ而眼中きじ色、赤頭ニ而髮縮ミ長サ三寸斗有之、乱髮之躰ニ而衣類は羅紗色々唐人手くり都而金銀之ぼたんを付、笠は竹しやう作り縁とり申候、各船中より海ニ指をさし水を望候躰ニ相見申候付、水を差出し候處、其内三人吞候上、西北ニ向イ候而式艘船先ニ参りたる哉と相尋候躰ニ相見申候、我々船中を見やり候付、釣揚之小ふか式本相與候處、甚喜び候躰ニ付、又壺本相與候處、猶船中を見廻し今日釣揚魚数少と見請申候躰ニ而辞退仕申候、又味噌桶を見込候付、則差出し候處、壺人口ニ入忽チ吐出し候而毒ニ而も與候哉と疑可申も難斗、依之我々方なめ見せ申候處、又々手を出し候付與申候得者、此度は何れも給べ申候、其後右伝間を見申候得者、もりと覚しき物八本有之、柄之長サ六尺程ニ而先ニ半分程鞘をきせ申居候、其脇ニ凡五拾目筒位之大筒三挺、又脇ニ玉葉を入居候と相見得凡式升入程之ゑづり桶一ツ、尤上下ニ鉄之輪を入据申居候、且伝間之内物鉄張ニして外廻り三段染分ケ白黒青堅染ニ仕申居、本船之儀は見及候所荒増絵図ニ仕立差上申候、夫方右伝間之者共頭を下ケ暇乞之躰ニ而、本船の方ニ帆を掛走行申候處、次第ニ北西の方ニ本船共々乗通申候、御尋ニ付見及候通御答申上候、以上

西目持漁船々頭

三月十四日

彦兵衛

乗組

栄藏

清作

利助

すなわち、「西目持」漁船船頭の彦兵衛ら一行4人は3月14日、沖合8里（32km）ほどのところではえ縄漁をしていたところ、異国船とおぼしき大船2艘を目撃、その船とは「四ツ時」（午前10時前後）頃に行き違ったが、昼過ぎ頃に同様の船2艘と再び接近する。この船からは「伝間」（伝馬船＝端船）が下ろされ、彦兵衛らの船めがけて「盪来」した（勢いよく漕ぎ寄せてきた）。彦兵衛たちは「大いに仰天」したものの逃げる間もなく彼らと接触するにいたる。人数は7人、顔色は普通だが、目の色が「きじ色」、赤毛の縮れ髪で長さは「三寸」（9cm）ほどの乱れ髪、服は羅紗で、金銀のボタンがついている。笠は竹で編んだ縁取り帽であった。

伝馬船側の人びと（以下〈彼ら〉）と彦兵衛たちはここから手真似でコミュニケーションを取り始める。まず〈彼ら〉が船から海を指さして水が欲しいと要求し、彦兵衛たちが

それに応じて水を差し出すと、3人がそれを飲んだ。また、西北方向に船が2艘来なかったかどうかを尋ねたようである。〈彼ら〉が彦兵衛の船中を見たのを察した彦兵衛は、釣り上げた「小ふか」を2本与えたところ、〈彼ら〉は大喜びしたので、さらにもう1本与えようとしたら、〈彼ら〉は彦兵衛たちのその日の釣果があまりないことを察して辞退する。また、〈彼ら〉がさらに船中を物色したところ味噌桶を見つけたようだったので、彦兵衛がそれを差し出すと、〈彼ら〉の1人がそれを口に入れて吐き出した。彦兵衛たちは「毒を与えたのか」と疑われては一大事なので自分たちで味噌を食べて見せたところ、〈彼ら〉も安心したのか、今度は味噌を食べたようである。

彦兵衛も伝馬船を観察していた。伝馬船には銚とおぼしきものが8本、柄の長さは6尺(180cm)ほど、先端にさやを宛てたものがあり、その脇には50匁ほどの大筒が3挺、玉薬(弾薬)を入れているらしい2升入りほどの、上下に鉄の輪を嵌めた桶が1つあった。伝馬船の内部は総鉄張り、外装は白黒青で3段に染め分けていた。本船については絵図を仕立てている。なお、この絵図は本船だけではなく、伝馬船側の人物や伝馬船そのものについても描かれていたようで、藩庁から幕府へと報告されている(図2・3³⁰)。その後、〈彼ら〉は彦兵衛たちに「頭を下げ」別れの挨拶をして本船に戻り、本船も先行する船を追ってこの場を離れた。

なお、冒頭の御郡奉行所宛の史料を見ると、彦兵衛ら4名のうち1名に長崎で「おらんだ人」を見た経験があり、今回もそれと同じである、すなわちオランダ人・オランダ船で

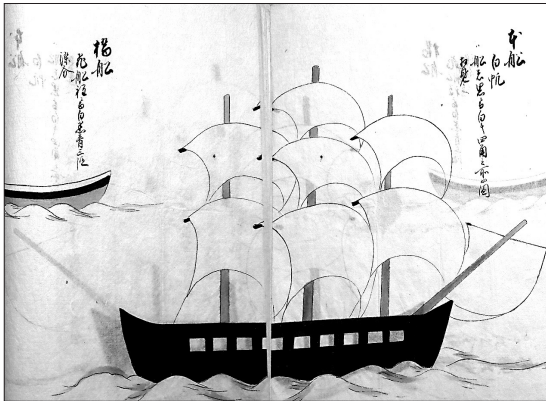


図2 本船と「橋船(端船)」の絵

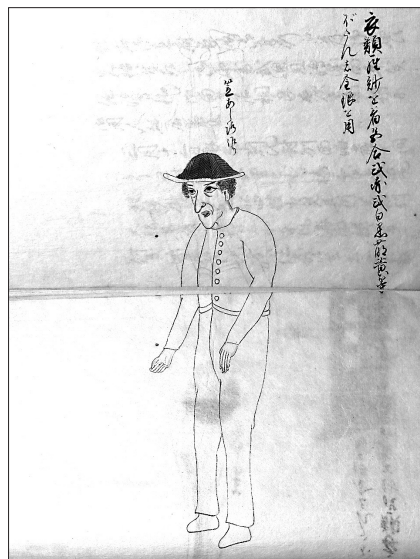


図3 「異人」の絵

30 前掲、対馬・記録類1・表書札方M26「嘉永元戊申年異国船御國地江漂候記録」。なお原本では2頁にまたがっているものを便宜のためここでは1枚に加工した。

あるという証言が載っている。ただし、この異国船が本当にオランダ船かどうかは定かでないだろう。当時の対馬の漁民に、オランダ人とそれ以外の西洋人の見分けがつけられたかどうか確証がないからである。

いずれにしても、この時、彦兵衛らは異国船と直接接触することになり、言葉は分からずとも真水や食料の提供を手真似などを行っていた。「小ふか」や「味噌」のやりとりにはおかしみすら見いだせる。武器はあったものの、供述上、〈彼ら〉からの直接的な威嚇も感じられず、彦兵衛らは〈彼ら〉を助けていた。この時の異国船は僚船から遅れていただけで、必ずしも遭難漂流していたわけではなかったようだが、遭難と隣り合わせの「海に生きる」人々の、洋上での助け合いの知恵だろうか。

次に見る事例は前章でも触れたアクテオン号事件である。アクテオン号はイギリスの船で、安政6（1859）年4月17日に対馬浅海（浅茅）湾内尾崎浦沖に碇泊し、端船で近隣を探索、湾内の測量を実施した後、5月8日に対馬を出発した。つまり、20日間対馬に駐留していたことになる。ここではアクテオン号対馬滞在中の対馬藩役人とのやりとりを検討する。

あいにく先に見たような「第一報」の文書が史料には収録されていないため、第一報などを受けて対馬藩で作成したアクテオン号事件についての文書（「安政六己未年英吉利船尾崎浦江来泊記録」³¹⁾）の冒頭を紹介する。

今卯之中刻比、豆殿村沖六七里之所江異様船壹艘南より北ニ向乗通、椎根村沖合ニ而は凡拾里程之所同様通船之段、両村より遂注進、同辰之中刻過、大口江相見、無程浅海内江乗込候段、尾崎村其外近村より追々以急飛遂注進引続尾崎村浦口凡式丁位之所江繫船せしめ端船卸、異人共五六人宛壹艘ニ取乗、浦内乗廻尋立等取候ものも有之、且端船三艘ニ凡四拾人位も乗組、同村濱邊ニ而網を入漁之躰ニ相見候處、魚類入不申、間なく上陸、濱邊立廻り飛虫等拾ヒ村家杯江立入候振合無之、直ニ本船江乗帰候、尤本船長サ三拾間位ニ相見、鉄炮狭間左右拾ヶ所有之、大砲相備居、船印之儀、白地ニ赤ニ而十之字之様成印遠掛ニ相見、檣三本立居、其外別而為相変儀無之、平穩之趣ニは候得共、異人共之儀此後之動静難量、就夫番船炊明候は素り、佐須與良両郷より追々駈付之人数を以嚴重相堅置候段、御郡奉行平田壯右衛門、椎根村江下村折柄ニ付即刻尾崎村江立越、右之趣同人并村役人より遂案内候、付添御聞候上、即刻為諸下知御郡奉行手代役等、尾崎村江被差下、名前左之通、
但奥より斥候差遣

31 前掲、対馬・記録類1・表書札方M29「安政六己未年英吉利船尾崎浦江来泊記録」。なお、本史料によれば、対馬藩がアクテオン号事件の顛末を幕府へ報告するルートが興味深く、「対馬府中→下関→小倉→肥前田代（対馬藩領）→長崎（長崎奉行）」となっている。何故こうなっていたのか、この時だけのことだったのかなどについては今後の課題としたい。

御郡奉行 古川茂理弥
 同手代 井 常右衛門
 足輕壱人
 走り番壱人

報告は豆酏、椎根の遠見番などから送られ、その後も尾崎から異国船の浅海湾内進入と碇泊の急報があったと推測される。報告事項も、異国船の現在地、外見、行動などが比較的細かく報告されている。ここでは「船印」が「白地に赤の十字」と報告されているところにも注目したい。このように尾崎浦に碇泊し始めたアクテオン号に対し、対馬藩は事情聴取の大目付と問情役を現場に派遣する。前章で見た【史料A～C】はこの時出されたものと考えられる。

大目付と問情役一行は翌18日の辰の刻（午前8時前後）現場に到着し、早速小舟に乗ってアクテオン号に接近して乗り込み、事情聴取を始める³²。アクテオン号には通事として「唐人」呉悦棠が乗船しており、彼と問情役（唐坊莊之介・田口徳一郎）との筆談によって折衝は進められた。唐坊はまず「何國船（何国之船ニ候哉）」と尋ね、呉は「大英國」と答える。興味深いのはその次で、唐坊は「不識本國耶、抑屬國耶（大英國之本国ニ候哉、又は同国之属国之船ニ候哉）」と尋ねている。「属國」とはインドを指していたのだろうか。しかし、呉はこの問いには答えずに、用意していた書面を差し出した。書面には最近アクテオン号のような船を見かけたことはないかどうか、アクテオン号としては対馬藩の役人を船に招いて「風俗人情」について話し合いたいこと、対馬で商売できる場所があるかどうかが記されていた。唐坊は、船は時々見かけるが「近來絶無而纔有」と答え、話に応じられる者はおらず、商売する所もないが、薪水が不足しているのであれば手配すると答えた。

アクテオン号の船長は「英人」で、名を「蓋彼勿」、姓を「華奪（Ward）」と言った。唐坊は姓名をオランダ語で示すように求めたが、オランダ語は知らないで漢字で示すということになった。船には120名が乗船していた。唐坊はここまでの応対でアクテオン号側に「野心有之候様子ニも不相見」ないので、「萬国船印之圖を出し夷人ニ指點〔指し示す〕」したところ、「第四十三番暎咭喇西白備と申旗」を指さしたので、「船印と見合吟味」したところ間違いなかったと確認している。さらに、「夷人之内、印度之地方ニ居住仕居候者」もいたのか、「其段地圖を以」て示す者もいたようである。この後、ほぼ毎日アクテオン号や問情役の宿所などで折衝が続けられる。

32 以下、筆談内容については、対馬・記録類1・表書札方M30「安政六己未年尾崎浦来泊之英吉利船并朝鮮国釜山浦共問情真文和解」による。漢文の次に示す（ ）書きは同史料の「和解」の部分である。〔 〕は筆者による補足。漢文は適宜読点を付した。

同日のその後、呉が筆談のため上陸し、「青豆三四担、小菜拾余担、鶏五十隻、^{朱書}雞蛋一千、牛一隻、白米五斗、鴿子五十隻、炭五十斤」を要求し、「我們要办其價多少、可以洋貨兌換」と代金は「洋貨」で支払うことを申し出た。乗組員120人分の食料であろう。唐坊は挙げられた品目それぞれを確認した上で、「牛是耕田具、斷不可得」と牛の提供については固く断った。後述するが、アクテオン号側と対馬藩との折衝の「争点」の一つがこの「牛」提供問題であった。

翌19日の筆談ではそれぞれの品目の値段交渉に入る。唐坊は、【史料C】の方針（「食物等ハ多分ニ乞候ハ、片田舎ニ付不相届趣相答、尤鶏且卵野菜等隣村ニ而有合候丈は是又高價ニ可賣渡候」（傍点引用者））に従ったのか、呉が牛の値段を「拾千文乾隆錢」と提示したところ、唐坊は「牛價十萬文猶難多得」と難色を示し、他方白米の値段については唐坊が「白米五斗價一萬五千文」と提示したところ、呉が難色を示し、最初の値段交渉は不調に終わっている³³。

この時、唐坊は、「此地僻遠不便求索物件、故土民論價動相什伯、公等怪其太高固其所也、我們請土官盡所送入物件付與僑等如其價、則任公等所償絶海萬里一朝相逢、屑々論價恐欠信誠之道、公宜在中周旋完此一竅、幸甚」という書付を呉に渡しており、「高値」の弁明をしている。確かに当時の対馬であれば物資もそれほど多くはないだろうことは想像に難しくなく、とりわけ米は周知の如く、対馬では毎年朝鮮からも調達していたほどだから、とても貴重なものだったはずで、「嘘」はないかもしれない。だが、【史料C】の方針を踏まえるとこの時どちらにより重きがあったかは速断しかねるところである。

なお、この時要求分の値段はアクテオン号側は「牛一隻 計價洋八匁、鶏四十九隻 計價洋十匁、雞子■百³⁴ 計價洋三匁、白米五斗 計價洋二匁、野菜 計價洋一匁、柴炭斤計價洋二角半、以上合算捻計洋二十四匁二角五分正」と算定したが（4月21日）、これに対して唐坊は4月21日の筆談で「昨送所托物件、不敢望報、（中略）而今更受報、此為可繼也」と代価を得ることが、今後も物資要求に応えることになるとして拒否の意を示した。その時、別に渡した書付にも、

我島屹立海中、民食所頼非魚、則采懋遷有無、固所不能、自貴船之來泊也五日于茲、丁壯跋涉山野奔命是急廢農舍穡、其苦不可勝言、（中略）地之不足以待賓客、僉位之所目睹、況懋遷之處其在

神州有長崎焉、有下田焉、有箱館焉、定約明晰、豈有在他港猥自事通商也、通商貿易既非其地、久滯于茲、恐非 貴賓之所便也、雖然我豈為 尊客促其行也、敢布腹心耳、（後略）

33 白米5斗（50升）は約75kg。錢15,000文 = 15貫文。

34 ■は一文字分で「ㄨ三」とある。

と、物資の少ない対馬では度重なる食料要求に応えきれないという事情説明と、代価を得ての交換は「通商貿易」に他ならず、条約締結後にそれが許されているのは開港地であって、対馬ではなく、対馬に滞在し続けて「通商貿易」することの非を訴えている。【史料C】の方針を覆した理由についてはさらなる検討が必要だが、いつまで滞在するか分からない相手に対して、所望の食料を対馬で供給し続けることの難しさを痛感したという事情もあるのではないかと推察される。

さて、「牛」問題である。今見た4月19日の筆談で唐坊は、

我

大日本開國之初有 神誓、曰牛馬耕田功與人等殺者有殃、千萬年遵奉至今未渝、故雖禮待如 貴賓者有難輒副其需者、然以瑣瑣一牛之故失權外國亦所不慊於心、故我土官特存變通之道取諸牧場、待今日或明日入送、切望待開帆之後、惟宰令我得無違 神聖之誓則幸甚

と持ちかけた。日本では、牛馬は田を耕す功が人と同じであり、牛馬を殺す者があれば災いがあるということを古くから神に誓いずっと守ってきているので、貴賓の求めとはいえ応じたいが、牛一頭のために外国との関係を悪化させてもならないので、「変通之道」を使って所望の一頭は工面するというものである。翌20日には前日「徹夜」で近隣の村を回って牛を一頭工面して提供した。

ところが、この20日の折衝の最後で、呉は船長が「3～4日のうちに牛をもう一頭欲しい」と言っていると唐坊に伝える。それに対して唐坊はおそらく昂ぶったのではないかと想像するが、「凡有所請不許、固非信誼、求而不已亦豈信誼也哉、聞 貴國以仁義接人、前所求僅一牛、故百方周旋以副所望、而今又求一牛、此使吾們陷罪戾也、恐非貴官所以待我之意、足下在中調停惟望」と、さらなる牛一頭の要求に「此使吾們陷罪戾也」と強く訴えた上で、通事の呉に、船長との間に入って対馬藩側の立場との「調停」を要求した。「唐人」である呉と、他の乗組員とを区別し、呉と自分たちを同類と見なしての調停要求だったのかは分からない。むしろ、この「通事を調停／仲介者として相手と交渉する」という交渉術は、おそらく日朝外交の間で培った知恵ではないかとも思うが、この点の検証も今後の課題としたい。

さて、「さらなる牛一頭」も最終的には22日に提供された。22日には呉が「黄蠟」と「半紙」を所望したが、唐坊は、前者は対馬に無いので拒絶し、後者は「得やすい」ものとして請け合っている。なお、この22日に対馬府中（厳原）では、城に藩士を集めアクテオン号への対応について藩重役から「口達」が発表されている。

口達

今般来着之異國人多日令滞留、追々所々揚陸令徘徊、御國躰ニをみて如何敷次第二候得共、当時於

公邊通商之御條約相濟候國々は諸般御穩順之御振り候得者、右ニ準御取扱無之候而難

叶、自然小憤之不忍異儀を生、兵端を引出候時は、
上御一分之儀ニ無之、忽

本朝一般之大患を招大切之事候条、右ニ携候面々深く可被加勘辨候事、
すなわち、「異國人」が領内を徘徊しており「御國躰」の面で「如何敷」状態だが、「公邊（幕府）」が「通商之御條約」を結んだ国相手には「諸般御穩順」の振る舞いをすべきで、もしそうせず「兵端」を引き出した場合は対馬藩・宗家だけではなく「本朝一般之大患」を招いてしまうので、くれぐれも「勘辨」するようにとの内容である。

アクテオン号側は21日から数日、浅茅湾内を端船で移動して測量し、また、釣りや時には上陸して虫や草木の採集を行い、さらには宿営までしていた。その行動範囲は広範囲に及び、浅茅湾奥の「西の漕手」や4月24日には大船越瀬戸を超え東海岸側への航行も行ってた（波が高くしばらくして引き返している）。

その4月24日なるとアクテオン号側もようやく出航の準備に取りかかり、唐坊ら対馬藩側にこれまでの対応への礼などを述べつつ、5～6ヶ月後にまた対馬を訪れると宣言し、その際「台後ママ五六月来、吾官要办好馬数匹」と今度は馬を数頭要求する。この要求に対して唐坊はその場での判断ができず「受命 京都然後答」と「京都」（実際は江戸の幕府）の指示を仰ぐことを伝えている。さらにこの時、同時に「活野雞数對、貴国所産頂上燕窩拾觔、有漆物翫好之物」の3品の希望も出していた。ちなみに燕窩は現在の字義通りならばツバメの巣を意味するはずだが、この時、唐坊が「燕窩何物」と問うたのに対し、呉は「其名食物即魚也」と答えている。

その後、アクテオン号は4月29日に出発することとして、28日に饞別の会談が設けられた。対馬藩側からは、船長に「白紙四千張、大鶏十隻、青豆貳斗」、さらに「白矮紙貳千張、鶏子壹佰隻」を、通事の呉悦棠に「白紙貳千張」を饞別として送っている。しかし、天候不良のため出発ができず、結果的にはさらに10日滞在が延びてしまった。出航待ちの5月2日、アクテオン号側は近隣の「高山」（白嶽）への登山を希望し、同時にさらに牛一頭を要求した。登山の要望については案内人の提供を請け合った唐坊も、牛については「牛ハ決而才覚不相成候³⁵」と拒絶している。この時アクテオン号側の人びとは「夷人共様々手真似を以牛相望、唐人方も達而相望」んだ上、「吾等見此處之牛不少、故不可推却、放公等于吾官相好、此船近日缺少食物、公豈可坐看吾等餓也」と訴えた。彼らからすると、対馬には牛が少なからずいたが故の度重なる牛要望だったのかもしれないが、対馬側からすれば、貴重な労働力であり財産であったがゆえの拒絶だったのだらう³⁶。しかし「餓え

35 漢文の箇所では「牛決可辦」とあるが、文意から判断し、ここでは和解にある記述を採っている。

36 文脈は異なるが、同じ時期に日本に滞在したアメリカ公使タウンゼント・ハリスが「牛乳」の提供を求めた際、幕府側は拒絶したが、その際の理由の一つに「牛は耕耘其外運送のため第一のもの故、土人ども大切にいたし、他人に譲り渡し候儀決して相成りがたく候」というものが挙がっている。

させるのか」の訴えには唐坊も拒みきれず「一行評議之次第有之候故^マ」と応じざるを得なかった。最終的に、この時の牛は5月4日に提供された³⁷。

対馬藩がアクテオン号に提供した食料の総計は、餞別を含めて確認できる限りで牛3頭、鶏149羽、鶏卵1,035個、白米5斗、「小菜」（野菜）は「四五佰」と「若干」が2回（単位不詳）、「青豆」2斗、柴炭50斤であった。こうした対応への礼として、同日、アクテオン号側は、「羅葡、青豆、甜采、白采、山芋」などの「各国蔬菜種」を贈ることを申し出たが、唐坊は謝意を示しつつも「此等事皆聞于長崎、然後可」と応じ、アクテオン号応対中に受け取ったものはすべて長崎奉行の管轄下に置かれることを説明している。

冗長になったが、以上2例をそれぞれまとめると、1例目は漁民と異国船との間のやりとりであった。双方のコミュニケーションは「手真似」や相対する者同士の視線のやりとりなどで行われた。この時の異国船は「遭難」船ではなかったようだが、漁民らは彼らに水と食料（魚と味噌）を与えていた。彼らの遭遇は多分に異国船側が情報収集のために行った探索行動によるものだった。漁民の中には長崎でオランダ人とオランダ船とを見た経験がある者がいて、今回の異国船もそれと同じだと証言していた。実際のところは不明であるが、この彼の証言からは、「赤頭」で「髪縮」の人間、三本マストの船は「オランダのもの」であるという認識（それが正確かどうかは別の問題である）が漁民にもあったということが窺えた。

2例目は、対馬藩士と異国船との間のやりとりであった。双方のコミュニケーションは、異国船＝アクテオン号に同乗していた「唐人」の通事と対馬藩の「問情役・大目付」との間で筆談によって行われた。アクテオン号もまた「遭難」ではなく、碇泊して、浅茅湾内での測量をし、対馬藩側との「対談」を要望するなど、一定の目的を持って「来航」したものだ。

彼らと対馬藩とのやりとりは基本的には食料供与をめぐるもので、目を引くのは「牛」をめぐるやりとりだった。アクテオン号側が初め牛を要求すると、対馬藩側は「日本古来の神誓」を盾に拒みつつも、「変通之道」と称して1頭を工面した。するとアクテオン号側はその後2度にわたって牛を追加要求し、対馬藩側はその都度強く拒みつつも、最後には要求を飲んで牛を提供していた。拒んだにも関わらずその都度応じたのは、極力「穏順」

る（ハリス（坂田精一訳）『日本滞在記』中、岩波文庫、1954年、56頁の注）点を考えると、対馬における拒絶も当時の日本では一般的な反応だったのだろう。

37 なお、国編記6301「露船尾崎浦来泊始終之覚書」によれば、万延2（1861）年2月3日に来航したロシア船ボサドニック号から「牛鶏玉子野菜等差入呉候様」要求があったが、対馬藩は、アクテオン号来着時の状況を幕府（「東武」）に逐一報告し、この時は幕府から「就中牛之儀は決て差入候儀不相叶」という指示があったことを理由に、ボサドニック号側の要求を拒んでいる。アクテオン号来航への対応経験がその後の異国船来着時の対応に活かされていると言える。

に対応しようとしたことによるものであろう。また、アクテオン号側とのやりとりの中で、対馬藩側からは「萬国船印之図」による国の特定作業や、「大英国」という回答に「本国か属国か」とさらに尋ねた事実、「御條約」の内容を盾にした「懋遷（交易）」の拒否など、当時の「最新」情報が対馬まで行き渡っており、それを駆使していたことも窺える。

むすびに

以上、対馬宗家文書を用いて近世対馬における異国船来着とその対応について見てきた。19世紀前半頃の対馬では「異国船襲来漂着」と言えば、まず何よりも「蒙古」が想起された。元寇のインパクトは500年経ってなお健在であった。次いで「高麗朝鮮」だったが、「度数書付」においては、江戸時代に入ってから「異国船」の範疇から「高麗朝鮮」は外されていたことが確認できた。江戸時代の対馬において「異国船」と言えば当初は「唐船」で、東南アジアから来た船も「唐船」と称されていた。「度数書付」において「異国船」と称されていたのは「出港地」不明の船が主だったが、19世紀に入るとこれが変化し、ロシアやイギリスなど西洋の船が「異国船」として認知されていく。

そうした異国船に対し、幕府の命令などを受け対馬藩では異国船対応の「定式」や遠見番所を設け、実際の異国船接近・来着に対応していた。「異国船」認識に大きな変化を与えたのは幕府による通商条約締結であった。これにより異国船の中に「通商御免」の国の範疇が生まれた。

実際の対応を見てみると、対馬藩の異国船接近・来着時の監視・警戒体制は滞りなく運用されていた。異国船の接近・来着時は最寄りの遠見番所から郡奉行所を経て対馬府中に急報され、その都度対応策が練られた。異国船とその乗員に接するのは役人だけではなく、漁民などが海上で遭遇することも十分に起こりえた。漁民たちは言葉は分からずとも手真似などで異国船乗員とやりとりをし、食料の提供などを行っていた。「海に生きる」者の知恵があるのかもしれない。

他方、アクテオン号のように対馬領内に碇泊する「来航船」に対しては、相手が条約締結国であれば「穏順」に対応するという方針が立てられていた。対馬藩では、「萬国船印之圖」や、イギリスには「本国」と「属国」があるという世界地理に関する情報に加え、通商条約における開港地以外での交易はできないという外交上の情報を活用して異国船対応に当たっていた事が窺えた。対馬藩では幕府による「穏順」対応の方針に則り、アクテオン号側の食料の要求に応じていたが、度重なる「牛」の要求への対応には苦慮が見られ、当初の拒絶理由には「日本古来の神誓」まで持ち出していた。

ここで改めて当時の「対馬から感じられる地域」について考えてみると、「蒙古」の記憶が残っている一方で、「唐」「朝鮮」「オランダ」「琉球」という、江戸時代を通じた言わば「定番」の国々とのやりとりの中で暮らしていたところに、ロシア、イギリスなどの「条約締結国」が参入してきた、ということになるだろうか。19世紀も中頃を過ぎると最新の地

理知識に基づきある程度の「世界」認識もできていたようである。

しかし、以上はあくまでも対馬という島で、船の来着という視角から考えた場合のことであるから、どうしても「受け身」とならざるを得ない。「良く来る船はどこから来た船か」という認識から、「北東アジア」という地域をみずから構想していくにはまだまだ足りないピースが多くあるようだ。

謝辞 史料読解にあたり長崎県対馬歴史民俗資料館学芸員古川祐貴氏よりいくつかのご助言を頂いた。ここに記して感謝の意を示します。また、史料閲覧に当たっては同資料館並びに大韓民国国史編纂委員会（閲覧室）のお世話になった。併せて感謝の意を示します。

付記 本稿は、2017年9月20日に開催された、人間文化研究機構「北東アジア地域研究推進事業島根県立大学NEARセンター拠点プロジェクト第2回国際シンポジウム2017：「北東アジア一胎動期の諸相」」での筆者の報告原稿を元とし、当日やや詳しく紹介した対馬宗家文書についての説明を簡略化し、また当日いただいたコメントやその後の史料調査の結果を踏まえて加筆・修正を施したものである。

付記2 本稿は、JSPS 科研費JP17K03137（『『開港期』朝鮮を中心とする『交隣』の総合的研究：東アジア世界秩序の再検討の試み』研究代表者：岡本隆司）の助成を受けた成果の一部である。

キーワード 対馬、異国船、漂着、来着、宗家文書、蒙古、アクテオン号、北東アジア

